

社団法人今治法人会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、社団法人今治法人会 以下「本会」という。と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、今治市に置く。本会は、理事会の決議を経て必要の地に支部を置くことができる。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 1 条 本会は、健全な納税者団体として、税務知識の普及に努めるとともに、あわせてよき法人企業をめざすものの団体としての活動を通じて、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 1 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

税制及び税務に関する調査研究ならびに意見具申

租税関係の法令通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の

(2) 賛助会員

本会の事業を賛助するために入会した法人、法人の事業所または個人

- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

資格の取得

第 条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続きにより任意に入会することができる。

会員の権利義務

第 条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款および総会の決議に従う義務を負う。

資格のそう失

第 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

- 一 退 会
- 二 事業の閉鎖、または解散
- 三 除 名

退 会

第 条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続きにより任意に退会することができる。

除 名

第 条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

- 一 会員としての義務の履行を怠ったとき
- 二 本会の名誉をき損し、または本会の目的に反する行為があったとき

前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

会 費

第 条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより会費を納入するものとする。

- 2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員の名簿)

第 12 条 本会は、別に定める様式により、会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

- 2 前項の会員名簿は、会員に異動を生じたつど、これを訂正するものとする。

第 4 章 役 員

(役員の種類)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

理 事	120名以内
うち会長	1名
副会長	6名以内
常任理事	30名以内
監 事	4名以内

(役員を選任)

第 14 条 理事および監事は、総会において会員の代表者その他の役職員のうちからこれを選任する。

- 2 会長、副会長および常任理事は、理事の互選により、これを選任する。

(役員職務)

第 15 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
- 3 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議、執行する。
- 4 常任理事は、本会の常務を審議、処理する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第 16 条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 増員または補欠のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらずそれぞれ現任者または前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が終了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員解任)

第 17 条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第10条第1項各号の一に類する事実があったときは、総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員報酬)

第 18 条 役員は、原則として無報酬とする。

第 5 章 顧問、相談役、部会、委員会および職員

(顧問および相談役)

第 19 条 本会に、顧問および相談役若干名置くことができる。

- 2 顧問および相談役は、2年ごとに理事会の推薦により会長がこれを委託する。

- 3 顧問および相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

(部会および委員会)

- 第 20 条 第4条に規定する本会の業務を推進するため、部会および委員会を設けることができる。
- 2 部会は地域部会、業種部会、優良申告法人部会等必要に応じ理事会の承認をえて設置する。
 - 3 部会には、部会長1名、副部会長若干名を置く。
 - 4 部会長および副部会長はその部会において選任し、理事会の承認を得るものとする。
 - 5 委員会は、委員長および委員をもって構成する。
 - 6 委員長および委員は、理事会の推薦により会員の代表者、その他の役職員のうちから会長がこれを委嘱する。

(職員)

- 第 21 条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。
- 2 事務局には、職員3名以上を置き会長がこれを任免する。
 - 3 職員は、原則として有給とする。

(規定の制定)

- 第 22 条 委員会および事務局の運営に関する規定は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 6 章 会 議

(会議の種類)

- 第 23 条 会議は、総会および委員会とし、会長がこれを招集する。

(総会)

- 第 24 条 総会をわけて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも正会員の全員をもって組織する。
- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の開催および招集)

- 第 25 条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または正会員総数の5分の1以上もしくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。
 - 3 総会は、開催の日から少なくとも7日前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。ただし、会長がやむを得ないと認めるときは、便宜の方法をもってこれに代えることができる。

(会員の表決権)

第 26 条 正会員は、各 1 個の表決権を有する。

- 2 正会員は前項の表決権を行使するため、総会に各 1 名の代表を出席させる。
- 3 正会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席正会員に委任することができる。この場合、委任した正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事)

第 27 条 総会は、全正会員の過半数が出席しなければ成立しない。

- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席正会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第 28 条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか次の事項を決議する。

- 一 事業報告および事業計画
- 二 決算および収入支出予算
- 三 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- 四 その他会長が必要と認めて付議した事項

(役員会)

第 29 条 役員会を分けて理事会および常任理事会とする。

- 2 理事会は、理事の全員をもって組織し、常任理事会は、会長、副会長および常任理事をもって組織する。
- 3 監事、顧問および相談役は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(役員会の開催および招集)

第 30 条 役員会は、会長が必要と認めたときにこれを開催する。

- 2 役員会の招集については、第25条第3項の規定を準用する。

(役員会の議事)

第 31 条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

- 2 役員会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の付議事項)

第 32 条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 総会に提出すべき議案
 - 二 定款の変更に関する議案
 - 三 総会において、理事会に委任された事項
 - 四 その他、会務の運営に関して会長が必要と認めた事項
- 2 常任理事会は、理事会に代わり、常務の執行に関する事項および緊急な事項を決議する。ただし、その決議事項は、次の理事会に報告してその承認を得なければならない。

(会議の議長)

第 33 条 すべて会議の議長は、会長をもってこれにあてる。

第 7 章 資産および会計

(資産の構成)

第 34 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一 設立当初寄付された別紙財産目録記載の財産
- 二 会費
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる果実
- 五 寄付金品
- 六 その他の収入

(資産の管理)

第 35 条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(資産の区分)

第 36 条 本会の資産は、基本財産および運用財産の2種類に区分する。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に組み入れられる資産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用の制限)

第 37 条 基本財産は、これを消費し、または抵当権その他の物権のために供してはならない。

- 2 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会の決議を経てその一部に限りこれを処分することができる。

(経費)

第 38 条 本会の経費は、運用財産をもってこれにあてる。

(収支予算、収支決算等)

第 39 条 本会の収入支出予算および決算は、事業計画および事業報告とともに総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の収入支出決算については、財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

(剰余金の処分)

第 40 条 収支決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、総会の承認を経て、その全部もしくは一部を基本財産に組み入れ、または翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 41 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第 8 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会の決議を経、かつ、高松国税局長の認可を受けなければ、これを変更することができない。

(解 散)

第 43 条 本会は、総会において、正会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により、解散することができる。

(残余財産の処分)

第 44 条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ、高松国税局長の許可を得て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄与するものとする。

第 9 章 雑則

(細 則)

第 45 条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

付 則

1. この定款は、高松国税局長の設立許可があった日から施行する。
2. 従来今治法人会に属した会員および同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
3. 役員および監事の任期は、設立初年度に限り、創立総会の日から次年度の通常総会の日までとする。
4. 本会の設立初年度の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、創立総会の日から昭和51年3月31日までとする。
5. 第3条(目的)及び第4条(事業)の変更規定は平成6年5月13日から施行する。
6. 第13条(役員の種類)の変更規定は、平成13年5月14日から施行する。
7. 第5条(会員の資格)及び第24条～27条(総会)及び第43条(解散)に関連する変更規定は、平成23年5月23日から施行する。